

○朝来市創生会議要綱

令和 2 年 5 月 28 日

告示第121号

改正 令和 4 年 3 月 30 日告示第70号

改正 令和 6 年 6 月 5 日告示第128号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定により策定した第 2 期朝来市創生総合戦略（令和 2 年 3 月 26 日策定。以下「総合戦略」という。）を効果的に推進するに当たり、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取することを目的として、朝来市創生会議（以下「創生会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 創生会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合戦略の変更に関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策の検討及び効果の検証に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 創生会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 市内で事業を営む者
- (2) 教育機関関係者
- (3) 金融機関関係者
- (4) 労働団体関係者
- (5) 報道機関関係者
- (6) 士業関係者
- (7) 公募による市民
- (8) 前各号に掲げる者のほか市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 創生会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、創生会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 創生会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

2 市長は、必要があると認めるときは、創生会議の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 創生会議の庶務は、企画総務部総合政策課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、創生会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年5月28日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年告示第70号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年告示第128号)

この告示は、令和6年6月5日から施行する。